

## 配置販売業許可申請

申請対象	<p>次の場合には、事前に許可申請が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新規に営業を開始するとき</li> <li>2 営業者を他者に変更するとき (他者：他の法人へ、他の個人へ、個人から法人へ、法人から個人へ)</li> <li>3 有資格者を変更するとき ただし、法人の場合であって、変更日より前から有資格者要件を満たす業務役員として在任中の者への有資格者変更については、変更届で足りるものとする。</li> </ol>
注意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新規営業の手引き(タイムスケジュール) 及び 申請書記載例を最初にご覧下さい。</li> <li>2 申請手数料(29,000円)は、申請書提出時に奈良県収入証紙で納付して下さい。</li> <li>3 法人による申請の場合は、必ず登記された法人代表者印を押印して下さい。</li> <li>4 この許可申請は、奈良県以外の都道府県で既存配置販売業の許可を取得し、継続している者が新たに奈良県で許可を取得する場合に限り、行うことができます。</li> </ol>
提出書類・省略可能書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配置販売業許可申請書 【様式第82】</li> <li>2 取り扱おうとする品目表(2部作成) 【別記様式9】</li> <li>③ 登記事項証明書(法人の場合)</li> <li>④ 組織規定図(法人の場合。※業務担当役員画定のための書類) 【共通様式5】</li> <li>⑤ 診断書(※診断対象は、個人:申請者、法人:業務担当役員) 【共通様式4】 又は 誓約書(※奈良県内で実務に従事しない業務担当役員の場合のみ) 【共通様式6】</li> <li>⑥ 有資格者を証する次のいずれかの書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旧制大学、旧専門学校又は大学において薬学に関する専門課程を修了した者 ・卒業証書の原本提示又は卒業証明書の原本提出又は薬剤師免許証の原本提示</li> <li>(2) 旧制中学、高校又はこれと同等以上の学校において薬学に関する専門課程を修了した後、3年以上の実務に従事した者 ・卒業証書の原本提示(又は卒業証明書の原本提出)及び、公務所が発行した3年以上実務に従事したことを証する書類</li> <li>(3) 5年以上配置販売業の実務に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者 ・公務所が発行した5年以上実務に従事したことを証する書類</li> </ol> </li> <li>7 他の都道府県の既存配置販売業許可証の写し</li> </ol> <hr/> <p>③、④は、既に同一内容の書類を他の申請・届出で提出済みの場合は省略可能です。          ⑤は、申請前の3ヶ月間に他の申請・届出に添付している場合のみ省略可能です。          ⑥(2)、(3)は、奈良県が資格者の配置従事者身分証明書を発行している場合は、実務に従事したことを証する書類を省略することができます。</p>
担当	<p>奈良県薬務課薬事・献血係 奈良市登大路町30          【電話：0742-27-8670、FAX：0742-27-3029】          【担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際は事前に電話予約をお願いします。】</p>

## 2 新規営業の手引き(タイムスケジュール)

申請書の提出

( 随時 )



許可証の交付

申請手数料(29,000円)は、奈良県収入証紙で納付して下さい。  
 ※許可証の郵送交付を希望する場合は、切手430円分をご持参下さい。  
 ※奈良県内に在住する配置従事者の身分証交付申請は、この申請と同時に申請が可能です。

申請書受付日から1週間後の午後以降に、許可証を交付します。  
 受取の際には、来庁される方の認め印をお持ち下さい。